

人材紹介サービス契約書(見本)

●●株式会社(以下「甲」という。)&株式会社 Work life up (以下「乙」という。)&は、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の紹介を依頼し、乙はこの依頼に応じて必要な人材を紹介する。

第2条（労働条件の明示）

甲は、前条の紹介を依頼するに当たり、その依頼する人材を採用する労働条件(職業安定法第5条の3第2項に定める事項を含む)を乙に書面、または、電子メールを利用する方法により明示するものとする。

第3条（人材の紹介）

乙は前条の労働条件及び甲が当該労働条件として明示した職務要件(以下「求人票」という。)に基づき、甲の要望に合致すると認められる人材が得られた場合、当該人材に求人票を書面、または、電子メールを利用する方法により明示し、相談支援を実施した上で甲に紹介する。

第4条（甲の義務）

1. 甲は、乙が前条に基づいて人材を紹介した後1年間は、当該人材について同一または近似の職種について他の手段により応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱うものとする。また、甲は、乙が前条に基づいて紹介した人材について、同一または近似の職種について既にほかの手段より応募があり、乙の紹介として扱わないときは、直ちに乙にその旨通知する。
2. 甲は、乙が人材を紹介した日より1年間は、当該人材の選考が終了した後であっても、当該人材と直接連絡を取る場合には、事前に乙に対してその旨通知する。
3. 甲は、乙に対し、乙の要請に従い、本件業務の遂行に必要な資料および情報の提供を行う。

第5条（選考採用）

1. 甲は、乙が前条により紹介した人材について、自ら選考の上、適当と認めた場合には、あらかじめ乙に示した求人票等に基づき、甲の責任において当該人材を労働者として採用する。この場合、乙は甲に必要な助言を行う等、選考採用が円滑に行われるよう支援を行う。
2. 甲は、候補者に対して、採用決定及び労働条件通知書発行までは、乙の許可なく直接コンタクトをとってはならない。
3. 甲は、前項に基づき人材の採用を決定した場合、乙に対して、直ちに採用を決定した事実及び理論年収の額を示した文書(以下「内定確認書類」という。)を書面、または、電子メールを利用する方法により交付する。

第6条（労働条件通知書の交付）

甲は、前条により採用が決定した人材(以下「丙」という。)&と雇用契約を締結するに当たっては、労働基準法第15条に基づき作成される労働条件通知書を、甲の責任において、丙に明示・交付するとともに、その写しを乙に交付する。

第7条（紹介手数料）

1. 甲は、丙が甲に入社するに至った場合、次のとおり人材紹介に係る手数料を、次条により通知を受けた乙の取引先銀行口座に振り込むことにより乙に支払う。なお、振込み手数料は甲の負担とする。この場合、甲及び乙は、入社日及び入社決定日、理論年収の額等必要な事項を内定確認書類により確認するものとする。

- ① 紹介手数料：理論年収の30%の額及び消費税相当額
- ② 支払日：入社日の属する月末締め、翌月末

2. 前項の理論年収は、月例賃金、諸手当及び賞与(前年度実績)等を考慮して、甲において定めるものとする。
3. 丙が、乙を経由せずに甲もしくは甲の関係会社に採用された場合も、その就労開始日が当該候補者に関して甲と乙が最後にコンタクトをとった日から1年以内であるときは、甲は、乙に対し、丙を採用した旨を報告する義務を負い、かつ、同条1項に定める紹介手数料を支払う義務を負う。
4. 甲が、丙を採用したにもかかわらず、丙の入社日から1ヶ月経過してもなお前項の報告義務を怠った場合、甲は乙に対し、同条1項で算出される紹介手数料の2倍の金員を、違約金として乙に支払う義務を負う。

第8条（紹介手数料に係る請求書等）

乙は、前条に基づき、甲に対して紹介手数料に係る請求書を交付するとともに、乙の指定する振込先銀行口座を甲に通知する。

第9条（短期退職時の手数料の取り扱い）

1. 本契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を退職日の翌月末日に、甲に払い戻す。

入社日から1ヶ月以内で退職した場合	70%に相当する額
入社日から1ヶ月を超え2ヶ月以内で退職した場合	50%に相当する額
入社日から2ヶ月を超え3ヶ月以内で退職した場合	30%に相当する額

2. 丙が、前項以外の理由で短期退職をすることとなった場合には、紹介手数料の払い戻しは行わないものとする。
3. 本条1項が適用される事案が発生した場合、乙は、丙が甲に提出した退職届・退職確認書その他退職の事実を確認できる書類の提出を甲に求めるものとし、この書類の提出がない場合、乙は紹介手数料の払い戻しの義務はない。

第10条（個人情報保護及び秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材(採用に至らなかった者も含む)の個人情報を漏洩させないように、万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外に使用することを禁止する。
2. 甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ破棄をしなければならない。

第11条（有効期間）

本契約の契約期間は、契約締結の日から1年間とする。但し、有効期間満了の1ヶ月前までに甲・乙のいずれからの特段の申し入れがない時は、さらに1年間同条件で更新するものとする。なお、契約期間中に紹介を受けた候補者について、その採用や就労開始が契約満了後になった場合でも、甲は、第7条に基づき乙に紹介手数料を支払う義務を負う。

第12条（解約）

甲及び乙は、相手方に書面により通知をしたうえ、甲及び乙が合意した場合には、前項の有効期間にかかわらず、合意によって定めた日をもって本契約を解約することができる。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準じる反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力が経営に関与している法人等でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、催告なしにただちに本契約およびこれにもとづく個別契約の全部または一部を解除することができる。解除された方は相手方に対し、相手方が被った損害を賠償し、かつ解除により生じる自らの損害について、相手方に対し一切の請求を行わない。
 - ① 反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - ② 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ④ 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ 相手方または相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ⑥ 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用破棄・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

第14条（解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、直ちに本契約を解除することができる。

- ① 本契約の各条項に違反したとき
- ② 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力の処分を受けたとき
- ③ 特別清算、破産、民事再生、会社更生の申立がされたとき
- ④ 公序良俗に反する事象が生じたとき

第15条（信義則）

本契約に定めのない事項、及び疑義が生じた事項については、法令の規定及び慣習に従うほか、甲及び乙が誠意をもって協議し決定するものとする。

第16条（合意管轄）

本契約に関して紛争が生じ、前条により協議が整わない場合、甲及び乙は、福岡地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所と定めてこれを解決するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれが保有する。

年 月 日

甲：

乙：福岡県筑後市大字前津 1651 番地 7

株式会社 Work life up

代表取締役 中嶋 拓也

有料職業紹介事業許可番号 40-ユ-301084